る上に支障を生ずるおそれのあることはなく、出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。

（構成・排列）

(12)　図書の内容は、全体として系統的、発展的に構成されており、網羅的、羅列的になっているところはなく、その組織及び相互の関連は適切であること。

(13)　図書の内容のうち、説明文、注、資料などは、主たる記述と適切に関連付けて扱われていること。

(14)　実験、観察、実習、調べる活動などに関するものについては、児童又は生徒が自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。

（発展的な学習内容）

(15)　１の（４）にかかわらず、児童又は生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身に付けることができるよう、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに示す事項を超えた事項（以下「発展的な学習内容」という。）を取り上げることができること。

(16)　発展的な学習内容を取り上げる場合には、学習指導要領に示す内容や学習指導要領に示す内容の取扱いに示す事項との適切な関連の下、学習指導要領の総則、学習指導要領に示す目標や学習指導要領に示す内容の趣旨を逸脱せず、児童又は生徒の負担過重とならないものとし、その内容の選択及び扱いには、これらの趣旨に照らして不適切なところその他児童又は生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと。

(17)　発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と客観的に区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。その際、原則として当該内容を学習すべき学校種及び学年などの学習指導要領上の位置付けを明示すること。

（ウェブページのアドレス等）

(18)　学習上の参考に供するために真に必要であり、発行者が管理するウェブページのアドレス又は二次元コードその他のこれに代わるものを掲載する場合には、当該ウェブページのアドレス等が参照させるものは図書の内容と密接な関連を有するとともに、児童又は生徒に不適切であることが客観的に明白な情報を参照させるものではなく、情報の扱いは公正であること。

３　正確性及び表記・表現

（１）　図書の内容に、誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところはないこと（（２）の場合を除く。）。

（２）　図書の内容に、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字がないこと。

（３）　図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現はないこと。

（４）　漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であって不統一はなく、別表に掲げる表記の基準によっていること。

（５）　図、表、グラフ、地図などは、教科に応じて、通常の約束、方法に従って記載されていること。

第３章　教科固有の条件

【各教科】

［国語科（「書写」を除く。）］

１　基本的条件

（１）　小学校の第３学年において取り扱うローマ字のつづり方については、「ローマ字のつづり方」（昭和 29 年内閣告示第１号）の第１表及び第２表（「そえがき」を含む。）によっていること。

２　選択・扱い及び構成・排列

（１）　小学校の各学年において、小学校学習指導要領第２章第１節別表「学年別漢字配当表」において当該学年より後の学年に配当されている漢字又は「学年別漢字配当表」に掲げられている漢字以外の漢字については、振り仮名を付けるなど、児童の学習負担に必要な配慮を行った上で使用することができること。

（２）　「学年別漢字配当表」において当該学年より後の学年に配当されている漢字又は「学年別漢字配当表」に掲げられている漢字以外の漢字を使用する場合には、少なくとも単元ごとの初出の際に読み方を示すものとすること。

（３）　小学校の第２学年以降の学年においては、「学年別漢字配当表」において当該学年の１年前の学年に配当されている漢字を学習することができるよう必要な配慮がされていること。

（４）　中学校の第１学年及び第２学年においては、「学年別漢字配当表」において小学校の第６学年に配当されている漢字を学習することができるよう必要な配慮がされていること。

また、中学校の第３学年においては、「学年別漢字配当表」に配当されている漢字について文や文章の中で使い慣れることができるよう必要な配慮がされていること。

（５）　新出の文字及び語句の提出の方法は適切であり、特定の単元やページに偏っていないこと。

（６）　各学年の教材については、小学校学習指導要領第２章第１節の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の３及び中学校学習指導要領第２章第１節の第３「指導計画の作成と内容の取扱い」の３に基づき、適切な配慮がされていること。特に第２「各学年の目標及び内容」の〔知識及び技能〕に示す事項を学習することができるよう、適切な配慮がされていること。

（７）　学習する上の配慮による表現内容の改変は最小限にとどめ、原作を尊重していること。

（８）　異本や異版のある作品については、適切な配慮がされていること。

［国語科「書写」］

１　選択・扱い及び構成・排列

（１）　手本、作例などに、偏った筆使いや字形をもつものなどの不適切なものは取り上げていないこと。